

添付書類確認シート

下欄①～⑥の書類を申請書に添付してください。

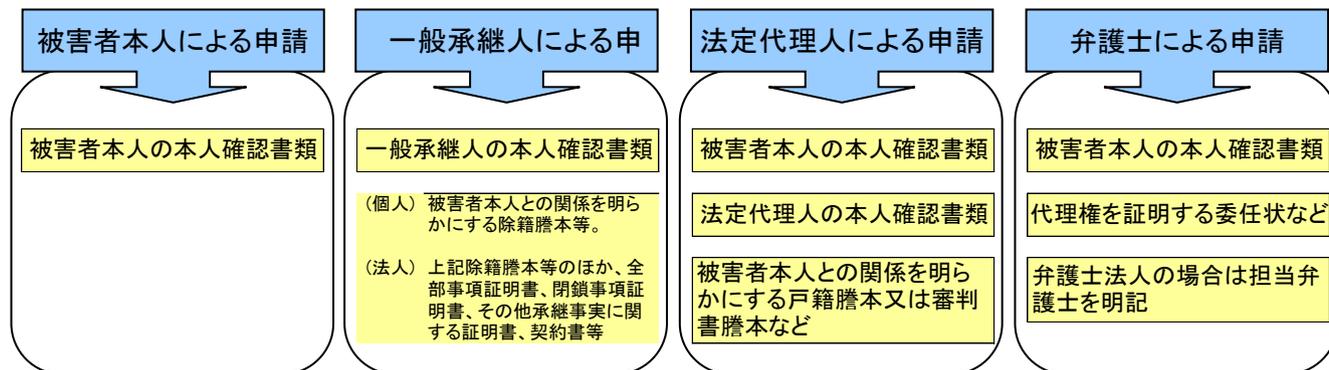
① 本人確認書類

発行が官公庁等又は法令に基づいたもので、申請書記入の氏名、住所、生年月日又は法人名及び代表者名等が記載され、**申請の日**に有効なものの写し(マイナンバーカードは表面のみ、それ以外は表面・裏面ともに必要)

(例) ・運転免許証 ・マイナンバーカード(表面のみ) ・パスポート ・全部事項証明書(登記簿謄本)
※上記例以外のもを使用したい場合は、申請書提出前に、使用可能な書類が検察庁担当者へお問い合わせください。

被害者本人以外による申請の場合、**申請日前6か月以内**に作成された戸籍(附票を含む)謄・抄本又は除籍謄・抄本(写しは認められません)若しくは承継に関する証明書等がさらに必要となる場合があります。

※ 必要な本人確認書類(申請人別)は、概ね次のとおりです。



※※ご確認ください※※ 本人確認書類の補足資料が必要となる場合

本人確認書類記載の氏名、住所、法人名等の記載事項が被害当時や現在と異なる場合、下記例1、2のような補足資料も必要です。補足資料に関する不明点は検察庁担当者にお問い合わせください。未提出の場合、給付金不支給となる可能性があります。

【例1 結婚、転居、社名変更や合併等により氏名(法人名)が異なる場合】

- (個人) 変更過程がすべて確認できる戸籍(除籍)謄本又は抄本(写し不可)
- (法人) 変更過程がすべて確認できる全部(閉鎖)事項証明書(写し不可)、契約書、覚書など(写し可)

【例2 住所(本店所在地)や法人代表者名の変更のみの場合】

- (個人) 住民票(写し不可)、公共料金の請求書など、申請書記載の住所が確認できるもの(写し可)
- (法人) 例1に同じ(全部事項証明書など)

② 被害状況別紙

「記入要領・記入例」を参考に「被害状況別紙」に被害状況を記入してください。多数ある場合は、適宜コピーをして使用してください。なお、札幌地方検察庁ホームページからもダウンロードできます。

③ 被害事実等が確認できる書類

融資金の返済事実が確認できる書面(例:金融機関の振込明細票、預金通帳など)の写しを添付してください。これらの書類が添付できない場合には、②の「被害状況別紙」に被害状況をできるだけ詳しく記載してください。

④ てん補又は賠償を受けた金額が確認できる書類

被害に遭われた件について、犯人又はその弁護士などから一部被害弁償等を受けている場合は、その金額を特定できる示談書や領収証、通帳などの写しを添付してください。

⑤ 他の申請人との間で合意があることが確認できる書類

他の申請人又は申請人となるべき者との間で、各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その合意書面などの写しを添付してください。

⑥ 申請人名義の預(貯)金口座であることが確認できる書類

通帳(金融機関・支店名、預金種目、口座名義人、口座番号等が記載されている部分)の写し又はキャッシュカードの写し(名義人、口座番号等が読み取れるように作成願います)を添付してください。

⑦ 郵送前の最終確認

送付された上記①～⑥の添付書類は、全て返却することができません。書類原本の誤送付判明などに伴う返却要請があっても一切応じかねますので、送付に際しては十分注意してください。